

所有者不明農地の解消の取組事例 【高崎市】

令和7年度所有者不明農地対策事業

賃料農地に対して受け手側が借りる意向を示さなかった事例

【当該地域の所有者不明農地の概要】

■所有者不明農地制度活用経緯
 ○地域計画の目標地図のブラッシュアップを進める中で、荒廃化している農地の中に所有者が死亡している農地があり、農地台帳で確認できる範囲では相続人も存在しないため、所有者不明農地制度を活用して目標地図のブラッシュアップを進めることとした。

当該農地の概要	農地所有者は死亡しており、配偶者も子もない。数年、耕作されていないため、荒廃化も進んでいる。
筆数や面積	2筆、1,225㎡

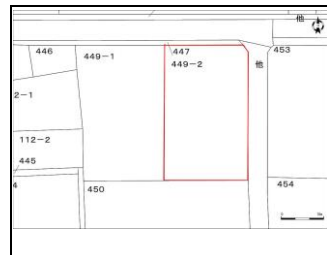
【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探索	1か月
公示	—
促進計画認可手続	—

【支援地域の地図】



【京ヶ島・滝川地域】



【京ヶ島・滝川地域】

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・ 公用請求により農地所有者の戸籍謄本を取得し、農地所有者の死亡と配偶者及び子がいないことを確認した。
- ・ 該当農地周辺で耕作している認定農業者に経緯を説明し、農地中間管理事業で農地の借り受けを依頼したが断られてしまった。
- ・ 今後も新たに目標地図に位置づけられた農業者などに耕作を依頼していく。

【解消に当たった課題・支障となった点】

所有者不明農地に限らず、農地の借り手を新たに見つけることが難しい中で、条件の悪い農地（耕作放棄地、荒廃農地）の耕作者を見つけることは困難である。
 また、このような条件の悪い農地の場合は、受け側の担い手の農業者が借りる意向を示さず、「使用貸借農地」なら受ける意向の担い手が多い。
 使用貸借での農地中間管理権の設定や荒廃農地を解消するための補助などの耕作意欲が増すような制度整備が必要である。

【農業委員会の声】

今回の探索は職員のみで行ったが、司法書士を活用する必要性を感じなかった。それよりも戸籍や住民票を取得する必要があるため、各市町村の戸籍担当に公用請求がスムーズに進むような協力依頼をした方が探索しやすくなる。
 所有者不明農地制度は、農地所有者の相続人や耕作者の申し出による探索でないと、探索が終わっても公示に進めないケースが出てきてしまうように感じる。